

一般社団法人福井県言語聴覚士会 定 款

平成31年 3月 19日 作成
平成31年 4月 1日 法人成立
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人福井県言語聴覚士会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、言語聴覚士の人格、倫理、ならびに学術技能の研鑽に努め、言語聴覚療法に関する学問の普及向上を図ることにより、県民の医療・保健・福祉・教育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 言語聴覚療法の普及向上に資する事業
- 2) 会員の倫理向上・確立、学術・臨床技能の研鑽に関する事業
- 3) 言語聴覚療法に関する調査研究及び刊行物の発行
- 4) 言語聴覚士の社会的地位の向上に関する事業
- 5) 言語聴覚療法を通じて医療・保健・福祉・教育の発展向上に資する事業
- 6) 関連職能団体との連携・交流
- 7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- 1) 正会員 日本言語聴覚士協会正会員で、本会の目的に賛同する言語聴覚士であり、福井県に在住または勤務する者
 - 2) 準会員 正会員としての資格を充足していない者のうち、一定の条件を備えた者として、理事会の承認を得た者
 - 3) 賛助会員 当法人の目的に賛同する個人又は団体
 - 4) 名誉会員 当法人に功労のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 当法人の成立後正会員、準会員又は賛助会員になろうとする者は、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

2 名誉会員となるには、入会手続を要せず、総会の承認をもって会員となる。ただし、予め本人の承諾を要するものとする。

(経費等の負担)

第7条 正会員、準会員及び賛助会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 正会員、準会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 名誉会員には入会金及び会費の支払義務はないものとする。

(会員名簿)

第8条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとし、会員名簿をもって一般法人法上の社員名簿とする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、当法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。

- (1)当法人の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に除名の決議を行う総会の日から1週間前までに通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。
- (1)当該会員が死亡、又は団体において解散したとき。
 - (2)正会員において、言語聴覚士の免許を取り消されたとき。
 - (3)第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (4)総正会員が同意したとき。

第4章 総会

(種別)

- 第12条 当法人の総会は、定時総会と臨時総会とする。
- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

- 第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(総会決議事項)

- 第14条 総会は、次の事項を決議する。
- (1)会員の除名
 - (2)理事及び監事の選任又は解任
 - (3)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (4)定款の変更
 - (5)解散及び残余財産の処分
 - (6)会員及び会費に関する事項
 - (7)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第15条 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

- 第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長たる理事が招集するものとする。ただし、会長たる理事に事故があるときは、予め理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。
- 2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、総会の日から1週間前までに正会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

- 第17条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

- 第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。
- (1)会員の除名
 - (2)監事の解任
 - (3)定款の変更
 - (4)解散
 - (5)その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

- 第20条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の決議の省略等)

第21条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印することを要する。

第5章 役員

(種類及び員数)

第23条 当法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1人を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 当法人の理事及び監事は、選挙によって正会員の中から選出し、総会の承認を得ることによって選出する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、会務を執行する。

2 会長は、当法人を代表し、会務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐して、会務を管理する。

4 会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、当法人の会計及び理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は他の在任理事又は監事の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期も前項と同様とする。

(解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 当法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1)当法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長及び副会長の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)会長が必要と認めたとき。
- (2)理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3)監事が、会計及び業務の執行について不正の事実を発見し、これを報告するため招集を請求したとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があったときは、予め理事会の定めた順序に従い各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略等)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項（ただし、一般法人法第91条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印することを要する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)一般社団法人への移行を登記した日の前日の財産目録に記載された財産
- (2)入会金収入
- (3)会費収入
- (4)寄附金
- (5)資産から生ずる収入
- (6)事業に伴う収入
- (7)その他

(資産の管理)

第39条 当法人の資産は、会長が管理し、その管理の方法は理事会の決議による。

(経費の支弁)

第40条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の毎事業年度の事業計画書、収支予算書については、会長が作成し、当該事業年度の理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。ただし、総会の決議を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

2 前項の総会の承認を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くもの

とする。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)正味財産増減計算書
- (5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

- (1)監査報告

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、当法人と類似の目的を有する他の公益社団法人又は一般社団法人あるいはこれらに準じた団体に寄付するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第48条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

福井県	見	目	隼	人
福井県	富	田	浩	生
福井県	横	山	実	

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成32年(2020年)3月31日までとする。

(設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事)

第50条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	見	目	隼	人
設立時理事	富	田	浩	生
設立時理事	横	山	実	
設立時理事	吉	田	唯	
設立時理事	高	崎	尚	子
設立時理事	河	村	民	平
設立時理事	保	屋	野	健
設立時理事	中	澤	久	夫
設立時理事	高	木	大	輔
設立時理事	園	山	貴	也
設立時理事	河	野	友	彦
設立時理事	谷	口	祥	平
設立時監事	白	坂	康	俊

設立時代表理事 見 目 隼 人

(会員の移行)

第51条 福井県言語聴覚士会の会員である者は、第6条の規定にかかわらず、一般社団法人福井県言語聴覚士会の登記の日に当法人の会員になったものとみなす。

(準拠すべき法律)

第52条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の関係法令によるものとする。

以上、一般社団法人福井県言語聴覚士会を設立するため、設立時社員見目隼人、同富田浩生、同横山実の定款作成代理人である司法書士法人CLEARは、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 31年 4月 1日

設立時社員	見	目	隼	人
設立時社員	富	田	浩	生
設立時社員	横	山	実	

上記発起人の定款作成代理人
福井県福井市宝永四丁目10番13号
大澤第一ビル2階
司法書士法人CLEAR
代表社員 東 村 陽 一